新潟労福協第３３号
２０２６年１１月２５日

新　潟　県　知　事
　花　角　　英　世　様

一般社団法人 新潟県労働者福祉協議会
理事長　牧　野　　茂　夫

２０２７年度（令和９年度）労働者福祉に関する要請

貴職におかれましては、県民生活の安定と向上をはじめとする県政の推進に日々ご尽力いただいておりますことに敬意を表します。また、日頃より新潟県労働者福祉協議会の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県民の生活は、長引く物価高騰や金利上昇、エネルギー価格の高止まりなどにより厳しさを増し、とりわけ低所得世帯や子育て世帯、高齢者世帯への影響が深刻化しています。また、こどもの貧困や虐待、ヤングケアラー、孤独・孤立などの課題が顕在化しており、安心して暮らせる地域社会の実現に向けた支援の充実が求められています。

さらに、生活困窮者への支援ニーズが高まる一方で、フードバンクへの食料寄贈は減少しており、民間支援団体との連携強化や活動基盤への支援、相談・就労・居住支援を含めた総合的な生活支援の充実が必要です。

一方、金利上昇による貸与型奨学金の返済負担増加は、若者の将来設計に大きな影響を及ぼしており、奨学金制度の拡充・改善に向けた取り組み強化も求められています。

また、熊本地震をはじめ近年頻発する自然災害を踏まえ、防災・減災対策や地域防災力の強化、災害ボランティアへの支援など、平時からの備えを一層充実させる必要があります。

加えて、住民、働く人、行政および地域の関係団体が協力し、地域に必要な仕事と社会的価値を新たにつくり出すための仕組みである労働者協同組合制度の積極的な活用により、地域の新たな担い手と多様な就労機会を生み出すことや、持続可能な地域づくりを進めることが求められています。

その他、複雑化・多様化・複合化した問題を抱える女性を支援して、女性が安心して、自立して暮らせる社会を実現する必要があります。

これらの課題の解決には、行政をはじめ、労働団体、福祉団体、ＮＰＯ、地域住民など多様な主体が連携して取り組むことが不可欠です。誰もが安心して働き、暮らし、将来に希望を持てる地域社会の実現に向け、県民生活に寄り添った施策を一層推進されるよう強く要請します。

要　請　項　目

１．格差・貧困社会の是正

（１）生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備

①生活困窮者自立支援制度が、生活に困窮する方々に寄り添い、自立に向けた包括的な支援を行うセーフティーネットとして、本来の役割を十分に果たせるよう、市町村や関係機関との連携を強化するほか、相談支援体制の拡充、人員体制の強化、相談窓口の周知・広報の充実を図る。また、オンライン相談など、多様な相談手法を整備・充実させる。

②「人が人を支える」ことを基本とした生活困窮者自立支援制度の相談現場では、業務が高度化・複雑化する一方、人材確保・定着が困難な状況が続いていることから、相談支援員の雇用安定、賃金水準を含む処遇改善、人材確保・定着に向けて支援する。また、相談支援員の専門性向上に必要な措置を講じる。

（２）生活保護制度の適正な運用と相談支援体制の充実

①生活保護申請は国民の権利であることについて周知を強化するほか、申請しやすい環境整備を図る。あわせて、申請書やパンフレットなどを最新の内容に更新したうえ、相談窓口への配付を徹底するほか、オンラインの活用など、多様な申請方法を導入する。

②生活保護法の運用について、生活が逼迫し緊急の支援を必要とする場合には速やかに保護を開始するなど、制度の趣旨に沿った適切かつ迅速な対応を徹底する。また、いわゆる「水際作戦」による申請抑制や、扶養義務の強調により申請をためらわせる対応が生じないよう、関係機関の指導を徹底する。

③扶養照会が生活保護の利用をためらう要因の一つとなっていることを踏まえ、国の通知の趣旨に則り、要保護者本人が扶養照会を希望しない場合は、意向を十分尊重した運用を徹底するよう、市町村や福祉事務所に指導・周知する。

④生活保護行政の適正な制度運営と質の高い支援を継続するため、正規職員によるケースワーカーの計画的な増員および人材確保を進めるほか、専門研修の実施など職員の資質向上に取り組む。

（３）こどもの貧困・虐待対策およびこども・若者支援の強化

①こどもの貧困対策にあたっては、当事者であるこどもの意見や視点を尊重し、「今」を安心して生活できるよう、生活支援、経済的支援、学習・教育支援、居場所づくりなど総合的な施策を推進する。また、令和６年度新潟県こどもの生活実態調査では生活困難層が全体の23.6％となっており、今後も、県内の貧困実態を継続的に分析し、数値目標や成果指標を設定した実効性ある施策を実施する。

②県内の児童虐待対応相談件数（令和６年度）は3,750件となり、前年比515件減少しているものの、高水準で推移しており、痛ましい事案も後を絶たないことから、児童相談所や市町村の相談支援体制や専門職員の確保・育成を一層強化するとともに、警察、教育機関、医療機関、福祉関係機関等との連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、虐待を受けたこどもと家庭への継続的な支援を充実させる。

③児童館、こども食堂、学習支援拠点、フリースペースなど、こども・若者が安心できる多様な居場所づくりを推進する。また、悩みや困難を抱えるこども・若者に対する伴走型支援の充実を図るとともに、学校、地域、福祉団体、ＮＰＯ、民生委員・児童委員などが連携し、「顔の見える関係」による地域の見守り・支援ネットワークを構築するなど、孤独・孤立の予防から早期支援まで切れ目のない施策を実施する。

（４）フードバンク活動の促進と食料支援体制の強化

①フードバンクを食品ロス削減の取り組みにとどまらず、生活困窮者支援、こどもの居場所づくり、子育て支援、災害時の食料支援を担う社会的インフラとして位置付け、行政、社会福祉協議会、生活困窮者自立支援機関、こども食堂、地域の福祉団体等と連携して食料支援体制を充実させる。また、フードパントリー等の整備・運営への支援を進めるとともに、食品ロス削減の推進を通じた環境負荷の低減や循環型社会の形成など、福祉・環境政策と一体となった施策を進める。

②フードバンク団体が継続的かつ安定的に活動できるよう、人件費の支援、事務所・倉庫・冷蔵冷凍設備・配送車両等の整備に対する助成、人材育成やボランティア確保への支援など、活動基盤の強化に向けた支援策を拡充させる。あわせて、食品寄贈を促進するため、企業・生産者・流通事業者等とのマッチングや県民への普及啓発を進め、地域全体で食料支援を支える仕組みづくりを推進する。

（５）介護福祉政策の充実と地域包括ケア体制の強化

①認知症の人とその家族が安心して地域で暮らし続けられるよう、「共生」と「予防」を基本とする認知症施策を推進するとともに、認知症サポーターや見守り活動を実施するＮＰＯ、ボランティア団体、地域住民組織等への財政的・人的支援を拡充させる。また、地域全体で認知症の人を支えるネットワークづくりや普及啓発を一層推進する。

②家族介護を担うケアラーが孤立することなく、介護と仕事、子育てなどを両立できるよう、介護に関する相談体制の充実、相談支援を担う人材の確保・育成、レスパイトケアの充実など、ケアラーに寄り添った支援体制を強化する。

③ヤングケアラーが教育や社会参加の機会を失わないよう、学校、福祉、医療、地域等が連携し、早期発見・早期支援の体制を強化する。また、社会全体の理解促進に向けた普及啓発や相談窓口の充実、当事者や家族への伴走型支援を推進するとともに、必要な福祉サービスへ円滑につなぐ仕組みを構築する。

④住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な役割を担う地域包括支援センターが、その役割を十分に発揮できるように、総合相談支援等の機能の強化、地域ケア会議等を通じた関係機関との連携の強化など、市町村における地域の実情に応じた支援体制の構築を推進する。また、地域包括支援センターの安定的な運営に向けた財政支援、人員配置の充実、専門職の確保・定着、継続的な教育研修の充実など、市町村による運営基盤の強化を図る。

（６）新潟県勤労者生活安定資金融資制度の充実

①新潟県労働金庫と共同で実施している新潟県勤労者生活安定資金融資制度について、現在の３制度の利用実績や利用者ニーズ、社会経済情勢の変化を十分に検証し、２０２７年度の制度改定に向けて、より利用しやすく実効性の高い制度へ見直す。

２．奨学金制度等の拡充・改善

①経済的理由により進学や修学に不安を抱える学生・保護者に対し、相談体制を充実させるとともに、国・自治体の奨学金制度、授業料減免制度等に関する情報を提供する。また、制度利用について丁寧な相談支援により、国の相談窓口への円滑な橋渡しを含めた切れ目のない支援体制を整備する。

②昨今の金利上昇や物価高騰などにより、奨学金の返済に困難を抱える若者が増加していることを踏まえ、返還期限の猶予、返還額の減額など各種救済制度の周知を徹底するとともに、相談体制を強化する。

③高等教育の修学支援新制度について、制度内容を広く周知するとともに、多子世帯への授業料等支援をはじめ、支援を必要とする学生が漏れなく利用できるよう、申請手続に係る相談体制や窓口対応を充実させる。

④家計急変や保護者の失業、災害など予期せぬ事情により、高校・大学等への進学や修学の継続を断念することがないよう、県・市町村の給付型・貸与型奨学金制度を充実させる。

⑤県内企業等へ就職し、地域産業や地域社会を支える若者の定着を促進するため、奨学金返還支援制度の導入企業拡大や支援額の充実を図るとともに、制度の活用促進に取り組む。

３．防災・減災対策の強化および継続的な被災者支援

（１）平時における防災・減災対策の強化

①災害発生時に迅速かつ円滑な被災者支援を行うため、平時から行政、社会福祉協議会、ＮＰＯ、労働団体、地域団体、企業等との連携・協働体制を構築するとともに、災害ボランティアや被災者支援活動を支えるネットワークを充実させる。また、災害からの生活再建や地域復興を継続的に支援するため、平時から必要な財源や支援制度の確保について検討する。

②高齢者、障がい者など、支援を必要とする方が迅速かつ安全に避難できるよう、市町村による個別避難計画の策定・更新を支援するほか、福祉避難所の確保・運営体制の充実や、多言語対応による外国人支援の強化など、誰一人取り残さないための市町村の取り組みを支援する。

③県民の防災意識向上と地域防災力強化に向け、学校、地域、企業等が連携した防災教育を推進するほか、災害を想定した実践的な防災訓練を充実させる。

④近年の大規模災害では、災害ボランティアセンターが被災者支援の中核的役割を担っていることを踏まえ、平時から社会福祉協議会等との連携による運営体制の整備や、人材育成、運営訓練などを推進する。

⑤県内で指定避難所となっている小中学校体育館の空調（冷房）設備設置率は 4.8%であり、全

国平均（33.1%）を大きく下回っていることから、早急に対応を進める。あわせて、災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を継続的に行う。

（２）大規模災害被災者の生活支援

①東日本大震災による県内避難者が孤独・孤立や生活不安を解消するため、見守り活動や相談支援、コミュニティづくりなど、被災者に寄り添った支援を継続する。また、能登半島地震で液状化被害を受けた地域の復旧・復興や住宅再建に向けた支援を継続する。

４．労働者協同組合制度の活用促進

①労働者協同組合を地域づくり、市民協同、福祉、子育て、農林業、中山間地域対策、移住・定住、産業振興、災害復興など横断的に活用するため、関係部局による検討・活用方針を策定する。

②市町村職員を対象とした研修会や事例報告会を開催して、地域課題と労働者協同組合制度を結びつける相談・助言を実施するほか、担当部門への横断的な情報提供を行う。

③地域課題の把握、活用分野の検討、事例共有および事業化支援を継続的に実施する目的で、県、市町村、労働者協同組合、協同組合、社会福祉協議会、金融機関、経済・労働団体、中間支援組織などで構成する協議会等を設置する。

④県民、地域団体、ＮＰＯ、自治会、事業者などを対象として、制度説明会、相談会および実践事例の紹介を行い、「地域の困りごとを住民自身が仕事として解決する」労働者協同組合の可能性を広く周知する。

５．困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）に基づく女性支援

①女性支援法の基本理念と内容を広く県民に周知し、「困難に直面する」すべての女性を対象として、支援内容を浸透させる。

②支援を必要とする女性へ確実に支援が届いているか当事者の視点で検証し、早期把握や連携体制、自立支援等における課題解決に努める。

③地域格差が生じることがなく、必要となる相談支援体制や地域福祉との連携強化を図るため、市町村および民間団体を支援するための財政と人材を充実させる。また、県内すべての市町村において、女性相談支援員の複数配置と市町村基本計画の策定、支援調整会議の設置に向けて支援を強化する。

④県市町村、支援機関、民間支援団体等の女性相談支援員の実情を把握して、人材育成と専門性向上を計画的に進める。

以　上